

知ろう！守ろう！こどもの権利



「子どもの権利条約」とは…

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に基づき定められた、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。1989年の国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は、1994年にこの条約を批准しています。

子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。子どもが大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。



「子どもの権利条約」4つの原則

差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益 (子どもによって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

大人の責任と役割



- こどもの権利の尊重・擁護
- こども等の意見の反映
- 社会全体でこどもを支える取組の推進

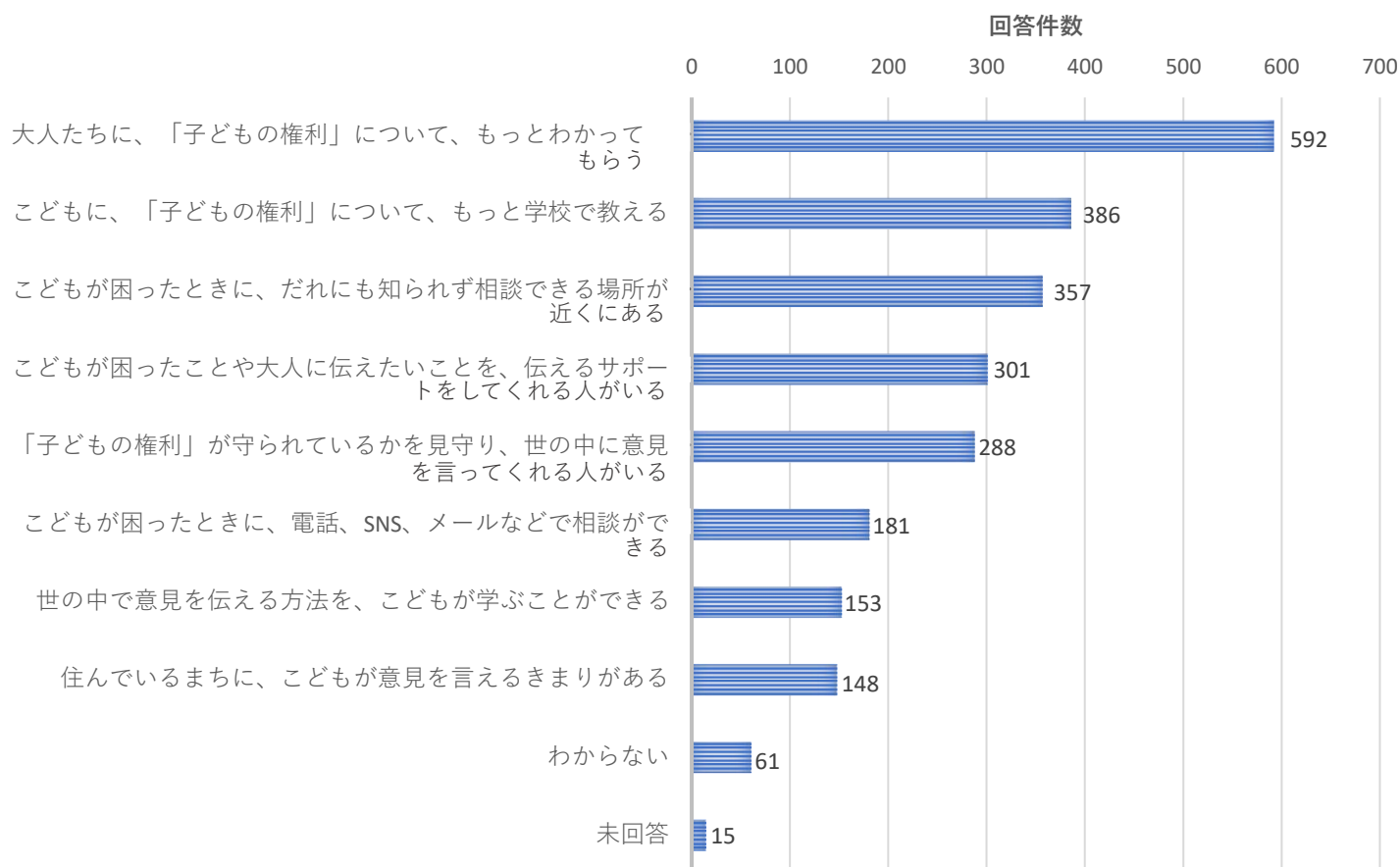
子どもの権利を守ることは大人の責任と義務です。大人は子どもの権利を守るため、それぞれの役割を担い、連携・協力して社会全体で子どもを支えることが求められます。

おぢやっ子は、「子どもの権利」についてどのように思っている？



市内小学5～6年生、中学1～3年生、総合支援学校の小学5～6年生、中学1～3年生にアンケート調査をしたところ、大人たちに「子どもの権利」について、もっとわかって欲しいと思っていることが分かりました。

「子どもの権利」が守られるためには、特に何が大切だと思いますか（3つまで）



令和7年実施 こどもからの意見聴取結果より

11月20日は「世界子どもの日」、5月5日は「こどもの日」です。

世界こどもの日（11月20日）は、世界の子どもたちの相互理解と福祉の向上を目的として、国連によって制定されました。また、こどもの日（5月5日）は、こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝することを目的に国民の祝日に関する法律によって定められました。

子どもの権利は、基本的人権です。本当の意味で学び、考えてみませんか。



発行 小千谷市健康・子育て応援課子育て応援係

〒947-0028 小千谷市城内4丁目1番38号 TEL：0258-83-3640